
第4章

教育・保育事業及び 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

本計画では、子ども・子育て支援法第61条の規定及び国の「基本指針」に基づいて、宇美町の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保について、その提供区域を設定したうえで、各事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の提供区域について、国の「基本指針」では、地理的条件や人口、地域の交通事情などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育に係る施設・事業等の状況及び子どもと保護者のニーズ等を総合的に勘案して定めることとしています。

宇美町では、教育・保育の提供区域について宇美町全域を一つとして設定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容とその実施時期を定めます。

2. 定期的な教育・保育事業の提供体制

乳幼児の保護者を対象として実施したニーズ調査により保育所、幼稚園等の現在の利用状況や潜在的利用希望を含めて推計した「量の見込み」に対する各施設の利用定員を定めて提供体制の確保を図ります。

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て新制度では、就学前のこどもについて「保育の必要性の事由、保育の必要量（保育利用時間）」等の認定を市町村が行います。認定は以下の3つの区分となり、それぞれの施設の利用が決定することから、確保の内容と実施時期はこの認定区分ごとに設定します。

【保育の必要性の認定】

認定区分	対象者	主に利用する施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

なお、保育の必要性の認定は、子ども・子育て支援法第19条の規定により以下の「保育の必要性の事由」に該当することが必要です。

■保育の必要性の事由■

小学校就学前のこどもの保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合

- ① 1月当たり48時間から64時間までの範囲を下限として月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。（10年間の経過措置あり）（※）
- ② 妊娠中であるか、または出産後間もないこと。
- ③ 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいを持っていること。
- ④ 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
- ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）していること。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩ その他、上記に類するものとして市町村が認める場合。

※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。）

（2）保育の必要量の認定に係る基準

保育の必要量（保育の利用時間）については、国の基準では「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分となっており、就労時間の下限については各自治体で48時間～64時間の間で定めることとしていますが、宇美町では64時間と定めています。

宇美町の保育の必要量の認定に係る基準は以下の2つとなります。

■保育の必要量の認定に係る基準■

	保育標準時間	保育短時間
保育の認定の事由	●就労・就学等の要件が120時間以上 ●妊娠・出産（出産月を含む3か月） ●疾病・障がい等 ●介護・看護 ●災害復旧	●就労・就学等の要件が64時間以上120時間未満 ●求職期間 ●育児休業時間
最大利用時間	11時間／日	8時間／日

3. 幼児教育・保育（1～3号）の量の見込みと確保の方策

【事業内容】

- ・就学前児童に対して幼児教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援制度において、1～3号の認定に基づく給付となります。（P91参照）
- ・また、給付は、幼稚園や認定こども園、認可保育所といった幼児教育・保育施設で行うもの（施設型給付）と、これらの幼児教育・保育施設（原則20人以上）より少人数の単位で0～2歳の低年齢児を預かる小規模保育や家庭的保育等（地域型保育給付）に大きく区分されています。
- ・令和6年度現在、町内には認可保育所が7園、認定こども園が3園、幼稚園が3園、小規模保育施設が3園、家庭的保育施設が1園、届出保育施設が1園あります。
- ・なお、本計画では、量の見込みは1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳と1歳・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。

【量の見込みと確保の内容】

令和5年度実績					
(単位：人)	1号	2号		3号	
	学校教育のみ	3歳～5歳児		0歳児	1・2歳児
		教育利用意向	保育の必要性あり		
実績値	340	232	499	90	309
計	572		898		
令和6年度見込み					
(単位：人)	1号	2号		3号	
	学校教育のみ	3歳～5歳児		0歳児	1・2歳児
		教育利用意向	保育の必要性あり		
量の見込み	236	211	504	71	320
計	447		895		

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

令和7年度					
(単位：人)		1号	2号	3号	
		学校教育のみ	3歳～5歳児	0歳児	1・2歳児
			教育利用意向	保育の必要性あり	
①量の見込み		240	709	382	
			210	499	91 291
計		450	881		
②確保の内容	特定教育・保育施設	幼稚園	270		
		認定こども園	100	160	24 66
		保育所		342	54 174
		地域型保育事業			17 45
	確認を受けない幼稚園		575		
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				
	計		945	502	95 285
				380	
差（②-①）		495	3	▲2	

令和8年度					
(単位：人)		1号	2号	3号	
		学校教育のみ	3歳～5歳児	0歳児	1・2歳児
			教育利用意向	保育の必要性あり	
①量の見込み		231	679	378	
			201	478	90 288
計		432	856		
②確保の内容	特定教育・保育施設	幼稚園	270		
		認定こども園	100	160	24 66
		保育所		342	54 174
		地域型保育事業			17 45
	確認を受けない幼稚園		575		
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				
	計		945	502	95 285
				380	
差（②-①）		513	24	2	

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

令和9年度					
(単位：人)		1号	2号	3号	
		学校教育のみ	3歳～5歳児	0歳児	1・2歳児
			教育利用意向	保育の必要性あり	
①量の見込み		221	651	388	
			193	458	89 299
計		414	846		
②確保の内容	特定教育・保育施設	幼稚園	270		
		認定こども園	100	160	24 66
		保育所		342	54 174
		地域型保育事業			17 45
	確認を受けない幼稚園		575		
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				10
	計		945	502	95 295
差（②-①）		531	44	390 2	

令和10年度					
(単位：人)		1号	2号	3号	
		学校教育のみ	3歳～5歳児	0歳児	1・2歳児
			教育利用意向	保育の必要性あり	
①量の見込み		212	618	383	
			183	435	87 296
計		395	818		
②確保の内容	特定教育・保育施設	幼稚園	270		
		認定こども園	100	160	24 66
		保育所		342	54 174
		地域型保育事業			17 45
	確認を受けない幼稚園		575		
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				10
	計		945	502	95 295
差（②-①）		550	67	390 7	

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

令和11年度					
(単位：人)		1号	2号	3号	
		学校教育のみ	3歳～5歳児	0歳児	1・2歳児
			教育利用意向	保育の必要性あり	
①量の見込み		211	616	375	
			183	433	85 290
計		394	808		
②確保の内容	特定教育・保育施設	幼稚園	270		
		認定こども園	100	160	24 66
		保育所		342	54 174
		地域型保育事業			17 45
	確認を受けない幼稚園		575		
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				10
	計		945	502	95 295
				390	
差（②-①）		551	69	15	

【確保の方策】

- ・就学前人口は減少傾向にありますが、就学前施設への就園ニーズは今後も増加が見込まれます。
- ・教育施設の定員数は、量の見込みを満たすことが可能である一方、保育施設の定員数は、量の見込みが多くなっている年齢もあるため、児童の受入れの弾力的な運用等により、柔軟にこどもを受け入れる体制づくりに努めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

国の基本指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は、令和4年児童福祉法改正及び令和6年子ども・子育て支援法改正により新たに創設された6事業を加えた計19事業であり、そのうち17事業について、それぞれ「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	備考
① 時間外保育事業（延長保育）	
② 一時預かり事業（未就学児のファミリー・サポート・センター事業含む）	
③ 病児保育事業	
④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〔就学児〕	
⑤ 子育て短期支援事業	
⑥ 地域子育て支援拠点事業	
⑦ 利用者支援事業	
⑧ 乳児家庭全戸訪問事業	
⑨ 養育支援訪問事業（母子保健） 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（児童福祉）	
⑩ 妊婦健康診査事業	
⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	量の見込みと確保方策を定めない事業
⑬ 多様な主体の参入促進事業	量の見込みと確保方策を定めない事業

■児童福祉法及び子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された事業

事業名	備考
⑭ 子育て世帯訪問支援事業	
⑮ 児童育成支援拠点事業	
⑯ 親子関係形成支援事業	
⑰ 妊婦等包括相談支援事業	
⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
⑲ 産後ケア事業	

(1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業内容】

- ・保護者の就労状況等により、保育所、認定こども園等において通常の保育時間を延長して保育を行います。
- ・令和6年度現在、延長保育事業として、町内の認可保育所等13園で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人)	453	437	436	424	418	405	400
②確保の内容	利用者数(人)			518	518	518	518	518
	実施か所数			13	13	13	13	13
差(②-①)				82	94	100	113	118

【量の確保方策】

- ・今後も継続したニーズが見込まれることから、2号（保育）・3号認定に対応する特定教育・保育施設と連携してニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。

(2) 一時預かり事業

【事業内容】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かります。
- ・量の見込みは、「幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」と「それ以外（保育所での一時預かり等）」に分けて算出することとされています。

① 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）

【事業内容】

- ・幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。
- ・令和6年度現在、町内の私立幼稚園3園及び認定こども園（幼稚園部）3園で実施されています。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人日)	29,197(※)	36,925	36,668	35,039	33,851	32,011	31,988
②確保の内容	利用者数(人日)			50,435	50,435	50,435	50,435	50,435
	実施か所数			6	6	6	6	6
差(②-①)				13,767	15,396	16,584	18,424	18,447

※2号（教育）利用者のみ

【量の確保方策】

- ・1号・2号（教育）認定に対応する幼稚園や認定こども園と連携して、ニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。

② 一時預かり事業（その他）

【事業内容】

- ・就学前児童全般を対象とした認可保育所等での一時預かり事業です。
- ・令和6年度現在、町内の認可保育所1園が実施しています（一時保育事業）。このほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）での就学前児童の一時預かりも実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

		指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		利用者数（人日）	1,434	485	626	610	595	588	570
②確保の内容	保育所の一時保育	利用者数（人日）			3,468	3,468	3,468	3,468	3,468
		実施か所数			1	1	1	1	1
	ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）	利用者数（人日）			60	60	60	60	60
	計				3,528	3,528	3,528	3,528	3,528
差（②－①）					2,902	2,918	2,933	2,940	2,958

【量の確保方策】

- ・認可保育所での一時保育事業として、ニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。

(3) 病児保育事業

【事業内容】

- ・家庭で保育が困難な病気のこどもについて、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。
- ・令和6年度現在、「病児保育事業」として町内1か所で開催しています（おかべ小児科クリニック）。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数（人日）	63	60	60	60	60	60	60
②確保の内容	利用者数（人日）			475	475	475	475	475
	実施か所数			1	1	1	1	1
差（②－①）				415	415	415	415	415

※宇美町内施設の利用者数

【量の確保方策】

- ・現在の供給体制（町内1か所）で対応可能と見込まれます。

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〔就学児〕

【事業内容】

- ・地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望する者（まかせて会員）が、会員として子育てについて有償で相互援助を行う活動の連絡や調整を行います。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数（人日）	22	2	27	27	27	27	27
②確保の内容	利用者数（人日）			27	27	27	27	27
差（②－①）				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・就学前児童も含め利用ニーズに対応できる体制の維持・充実に努めます。

(5) 子育て短期支援事業

【事業内容】

- ・保護者の疾病、出産、出張、育児不安等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、必要な保護を行います。(短期入所生活援助(ショートステイ)事業)

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人日)			48	48	48	48	48
②確保の内容	利用者数(人日)			48	48	48	48	48
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・町外の児童養護施設等でニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。

(6) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

- ・乳幼児及びその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。
- ・令和6年度現在、町内1か所で実施しています(子育て支援センター「ゆうゆう」)。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人回/年)	6,585(549)	8,160(680)	8,160(680)	8,160(680)	8,160(680)	8,160(680)	8,160(680)
②確保の内容	利用者数(人回/年)			8,160(680)	8,160(680)	8,160(680)	8,160(680)	8,160(680)
	実施か所数			1	1	1	1	1
差(②-①)				0	0	0	0	0

※ () の数字は人回/月

【量の確保方策】

- ・現在の供給体制(町内1か所)で対応可能と見込まれます。未就学児とその家族が気軽に集い、交流を図り、子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供します。子育て情報の発信や育児力を高める保護者向けの講座の開催、子育て支援団体への支援、相談体制機能を充実していきます。

(7) 利用者支援事業

【事業内容】

- ・子どもやその保護者が身近な場所で、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整を行います。
- ・子育て家庭のニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報提供、相談、利用支援を行う「特定型」と妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する「こども家庭センター型」の2種類を町内1か所で実施しています。
- ・子どもやその家庭が気軽に立ち寄れる身近な場所において相談に応じ、子育てに関する助言や情報提供などを行う「地域子育て相談機関」は令和7年度より実施予定です。

【量の見込みと確保の内容】

		指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の 見込み	特定型	実施 か所数	1	1	1	1	1	1	1
	地域子育て 相談機関	実施 か所数		0	3	3	4	5	5
	こども家庭 センター型	実施 か所数		1	1	1	1	1	1
② 確保 の内容	特定型	実施 か所数			1	1	1	1	1
	地域子育て 相談機関	実施 か所数			3	3	4	5	5
	こども家庭 センター型	実施 か所数			1	1	1	1	1
差(②-①)					0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・「特定型」と「こども家庭センター型」は、現在の供給体制（町内1か所）で対応可能と見込まれます。子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。
- ・「地域子育て相談機関」は令和7年度より、子育て支援センター「ゆうゆう」また保育所等や幼稚園などで順次実施します。各中学校区に1か所以上設置し、最終的に町内5か所の開設をめざします。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

- ・子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ります。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実施件数	238	243	233	224	215	206	198
②確保の内容	実施件数			223	224	215	206	198
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

(9) 養育支援訪問事業(母子保健)、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(児童福祉)

【事業内容】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実施件数	46	47	45	43	41	40	38
②確保の内容	実施件数			45	43	41	40	38
差(②-①)				0	0	0	0	0

※子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(児童福祉)は量の見込み・確保方策を定めない事業のため、上記の量の見込みと確保策の実施件数は養育支援訪問事業(母子保健)のみとしています。

【量の確保方策】

- ・対象家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

(10) 妊婦健康診査事業

【事業内容】

- ・医療機関及び助産所において、妊婦健康診査補助券を使用し、健診を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげていきます。
- ・安全・安心な出産のために重要な事業であることから、子ども・子育て支援法において、母子保健法に基づく妊婦健診も「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置付けられました。

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

- ・本町では、妊婦に対して母子健康手帳とあわせて妊婦健康診査受診券（14回分）を交付し、指定医療機関で指定検査項目を無料で受診できるようにしています。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	対象者数	210	228	247	245	240	236	231
	利用者数(人回)	2,520	2,736	2,964	2,940	2,880	2,832	2,772
②確保の内容	利用者数(人回)			2,964	2,940	2,880	2,832	2,772
	実施か所数			1	1	1	1	1
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・今後も健診受診券の交付を継続するとともに、安全・安心な出産に向けて受診勧奨に努めます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。
- ・令和6年度現在、1～6年生を対象に町内11クラブで実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	利用者数(人)	159	159	154	152	147	142
	2年生	利用者数(人)	125	141	154	152	147	142
	3年生	利用者数(人)	89	88	104	102	99	95
	4年生	利用者数(人)	50	36	45	45	43	42
	5年生	利用者数(人)	18	12	17	17	16	15
	6年生	利用者数(人)	2	6	7	7	7	6
	合計	利用者数(人)	443	442	481	475	459	442
②確保の内容	利用者数(人)			548	548	548	548	548
差(②-①)				67	73	89	92	106

【量の確保方策】

- ・各クラブによって定員数や入所申込者数が異なっており、一部のクラブで確保の内容に不足が生じる場合は、待機児童の解消のため、様々な方法の検討を行います。また、今後、施設の老朽化対策と児童一人当たりの専用面積1.65㎡を確保できる安全で安心な放課後児童クラブの整備に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- ・私立幼稚園を利用する園児（低所得者層または第3子以降を対象）に対して、副食費（主食以外のもの）を助成します。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(13) 多様な主体の参入促進事業

【事業内容】

- ・特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

※現在、宇美町では実施の予定はありません。今後、国の実施要綱等を踏まえつつ、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

- ・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

		指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	母子保健	利用者数(人日)	9	10	10	10	10	10	10
	児童福祉	利用者数(人日)			104	104	104	104	104
	合計	利用者数(人日)	9	10	114	114	114	114	114
②確保の内容	母子保健	利用者数(人日)			10	10	10	10	10
	児童福祉	利用者数(人日)			104	104	104	104	104
	合計	利用者数(人日)			114	114	114	114	114
差(②-①)					0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・対象家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

- ・養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人			0	0	0	20	20
②確保の内容	人			0	0	0	20	20
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・今後、ニーズや対象児童を把握し、多様な課題に応じて支援できるよう令和10年度の設置に向けて整備を進めます。

(16) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

- ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人			0	0	0	30	30
②確保の内容	人			0	0	0	30	30
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・今後、ニーズや対象児童を把握し、親子間における適切な関係性の構築を支援できるよう令和10年度の設置に向けて整備を進めます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

- ・妊婦のための支援給付を行うにあたり、妊婦やその配偶者等の抱える様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる相談支援事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	対象者数	210	228	247	245	240	236	231
	利用者数(人回)			1,729	1,715	1,680	1,652	1,617
②確保の内容	利用者数(人回)			1,729	1,715	1,680	1,652	1,617
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・妊婦に対して7回(7か月児健診までの面談回数)を目安に量の見込み及び確保方策を設定し、こども家庭センターにおいて実施します。

(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業内容】

- ・現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳児	利用者数(人日)			5	5	4	4
	1歳児	利用者数(人日)			7	7	7	7
	2歳児	利用者数(人日)			4	4	4	4
	合計	利用者数(人日)			16	16	15	15
②確保の内容	利用者数(人日)				16	16	15	15
差(②-①)					0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・令和8年度からの実施に向けて、実施可能な保育所等や幼稚園と調整等を進めます。

(19) 産後ケア事業

【事業内容】

- ・退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和 5年度 実績	令和 6年度 見込み	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	利用者数 (人日)	36	48	48	46	44	42	40
②確保の内容	利用者数 (人日)			48	46	44	42	40
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・利用者のニーズに応じた、宿泊型、日帰り型、訪問型の各種供給体制の確保に取り組みます。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策

(1) 認定こども園の普及

国の基本方針では、質の高い教育・保育事業の提供と子育て支援の総合的な提供を通じて、すべてのこどもの健やかな成長を支援する環境の整備が求められています。乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育事業を提供する幼稚園及び保育所とともに幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援も行う「認定こども園」の役割は重要となっています。今後、本町の保育ニーズや設置者の意向を踏まえ認定こども園への移行について検討します。

(2) 質の高い幼児教育・保育や子育て支援等の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、こどもの健やかな発達を保障するために、質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

このために、質の向上に対する取組の一環として、県等と連携して地域の幼児教育・保育や子ども・子育て支援に係る人材の確保・育成に努めます。

(3) 保幼小連携等の取組の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い幼児教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

このため、子育て支援関係者の情報共有の場の提供に努め、町が核となり、これらの関係者間の連携強化に努めます。

6. 「子育てのための施設等利用給付」(幼児教育・保育無償化)の円滑な実施

「子育てのための施設等利用給付」については、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性、特定子ども・子育て支援施設等の運営に支障がないよう、給付の回数及び時期に配慮し実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等を行うために、情報提供や立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請する等、県との連携を図っていきます。